

# 群馬県林業労働力の確保の 促進に関する基本計画（第7期）

## 第1 基本計画策定の趣旨

国は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「法」という。）を制定し、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置、並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講じている。

さらに、これらを積極的に進めるため、国は、政策の基本的な方向を明らかにした「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」を定めている。

県は、国の基本方針に基づき、「新・群馬県総合計画」及び県の森林・林業施策の最上位計画である「群馬県森林・林業基本計画（2021-2030）」（以下「森林・林業基本計画」という。）を踏まえ、本県の実情に即した事業主の雇用管理の改善及び事業の合理化のあり方、施策の方向等を明らかにするため、法第4条に基づく「群馬県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、持続可能な森林経営と地域林業の発展に資することを目的として、林業労働力の安定的な確保と人材育成を総合的に推進する。

### 計画の位置づけ

